

水道事業の統合に関する基本協定書

鶴岡市、酒田市及び庄内町（以下「構成市町」という。）は、庄内地域水道事業統合基本計画に基づき、水道事業の統合に関し次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 水道事業の統合により経営基盤を強化し、持続性を確保することにより、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給することを目的とする。

（統合の時期）

第2条 水道事業の統合の時期は、令和8年4月1日とする。

（統合の形態）

第3条 統合の形態は、構成市町水道事業の事業統合とする。

（企業団の設立）

第4条 第1条の目的を達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第284条第2項の規定に基づく一部事務組合（以下「企業団」という。）を設立する。

（企業団が経営する事業）

第5条 企業団は、構成市町の水道事業及び簡易水道事業等を経営する。

（相互協力）

第6条 構成市町は、企業団が事業を経営する地域の健全な発展と持続可能な水道サービスの提供を図るため、常に相互協力を行うものとする。

（その他）

第7条 この基本協定の実施について必要な事項は、構成市町が協議の上、別に定めるものとする。

この基本協定の締結の証として正本3通を作成し、各自1通を保有する。

令和6年10月28日

鶴岡市のぞみ町2番10号

鶴岡市長

皆川 治

酒田市末広町14番14号

酒田市長

矢口 明子

東田川郡庄内町余目字滑石1番地1

庄内町長

富樫 透